

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人下関市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事及び評議員の報酬等について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項の規定による社会福祉法施行規則（昭和26年厚生労働省令第28号）第2条の42並びに社会福祉法人下関市社会福祉事業団定款（平成7年2月13日山口県知事認可）第8条及び第21条の規定に基づき、その支給の基準を定めるとともに、事業団の評議員選任・解任委員会の委員の報酬並びに理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」という。）の費用弁償について定めるものとする。

(理事及び監事の報酬等)

第2条 理事の報酬等は、次に定めるとおりとする。

(1) 理事長（非常勤）に支給する報酬等は、月額で支給する報酬及び退任慰労金とし、その額は、次のとおりとする。

ア 報酬の月額は、執務執行時間を1日6時間30分で1月当たり12日とすることを基本として、122,000円とする。

イ 退任慰労金の額は、在任期間1年につき40,000円を基準とし、在任期間の年数を乗じて得た金額とする。この場合の在任期間の計算は、理事長就任日を起算日として算定し、1年に満たない端数月については、6月以上の端数月は切り上げ、6月未満の端数月は切り捨てるものとする。

(2) 常務理事（常勤であって、事務局長を兼務する場合に限る。）に支給する報酬等は、月額で支給する本給及び役員手当並びに半期ごとに支給する賞与並びに退任時に支給する退任慰労金とし、その額は、次のとおりとする。

ア 本給の月額は、社会福祉法人下関市社会福祉事業団給与規程（平成7年規程第3号。以下「給与規程」という。）別表第1一般職給料表の1級21号給相当額とする。

イ 役員手当の月額は、20,000円とする。

ウ 賞与の額は、給与規程第33条第1項に規定する期末手当の支給の例により、給与規程第33条第2項及び給与規程第34条第2項に規定する割合を合計した割合により算定した額とする。

エ 退任慰労金の額は、下関市が定める退職手当に関する規程により算定される額に準じて理事長が定める額とする。

(3) 非常勤の理事（第1号に規定する理事長を除く。）に支給する報酬は、日額で支給し、その額は、3,500円とする。

2 監事に支給する報酬は、日額で支給し、その額は、3,500円とする。ただし、社会福祉法第45条の28第1項の規定による決算に係る計算書類等の監査を執行する場合は、当該額に2,500円を加算した額とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員に支給する報酬は、日額で支給し、その額は、3,500円とする。

(評議員選任・解任委員会の委員の報酬の基準)

第4条 評議員選任・解任委員会の委員に支給する報酬は、日額で支給し、その額は、3,500円とする。

(報酬の不支給)

第5条 役員等で、事業団の職員であるもの及び身分上又は職務上の理由により報酬の受領を辞退したのものについては、報酬等を支給しないものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席するためその他それぞれの職務を執行するために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、別表のとおりとする。

3 第1項の旅費は、役員等の居住地又は勤務地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した

場合の旅費により計算する。

- 4 常務理事（事務局長を兼務する場合に限る。）の通勤に要する費用については、前3項の規定にかかわらず、給与規程第28条に規定する通勤手当の例により支給する。

（支給方法）

第7条 この規程による報酬等及び費用弁償の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げるものは、給与規程の適用を受ける職員の給与の例による。

ア 第2条第1項第1号に規定する理事長の報酬

イ 第2条第1項第2号に規定する常務理事の本給、役員手当及び賞与

ウ 第6条第4項に規定する常務理事の通勤に要する費用

- (2) 次に掲げるものは、職務を執行した日に支給する。ただし、金融機関の口座への振込みによる場合は、この限りでない。

ア 第2条第1項第3号に規定する非常勤の理事の報酬

イ 第2条第2項に規定する監事の報酬

ウ 第3条に規定する評議員の報酬

エ 第4条に規定する評議員選任・解任委員会の委員の報酬

オ 第6条第1項の規定による役員等の下関市地域内における職務執行のための旅費

- (3) 次に掲げるものは、社会福祉法人下関市社会福祉事業団旅費規程（平成7年規程第9号）の適用を受ける職員の例による。

ア 第6条第1項の規定による役員等の下関市地域外における職務執行のための旅費

（その他）

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- この規程は、評議員会で可決された日（平成29年6月15日）から施行する。
- 社会福祉法人下関市社会福祉事業団役員等報酬及び費用弁償規程（平成7年規程第4号）は、廃止する。
- この規程の施行の日前に、社会福祉法人下関市社会福祉事業団定款第6条の規定により開催された評議員選任・解任委員会及び社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第9条第1項の規定により開催された評議員選任・解任委員会の委員に係る報酬及び費用弁償の支給については、この規程の規定により支給されたものとみなす。

別表

区 分	対象費用及び額
鉄道賃	旅客運賃、急行料金、特別車両料金、座席指定料金
船賃	旅客運賃、寝台料金、特別船室料金、座席指定料金
航空賃	旅客運賃
車賃	1キロメートルにつき37円又は路線バス運賃
日当	1日以内1,300円、1泊以上1日につき2,000円
宿泊料	1夜につき14,800円
食卓料	船内又は機内での宿泊1夜につき3,000円

備考 1 船賃の欄中旅客運賃は、その等級に3階級の区分がある場合には中級、2階級の区分がある場合には、上級の旅客運賃とする。

- 2 食卓料は、船内又は機内での宿泊を要する場合で、船賃又は航空賃に食事が含まれていないときに支給することができる。